

## **[事案 23-253] 転換契約無効確認請求**

・平成 24 年 10 月 1 日 和解成立

### **<事案の概要>**

転換時の説明が不十分だったことを理由に、転換契約を取消し、転換前契約への復旧を求めて申立てがあったもの（申立人は、契約者の相続人代表者）。

### **<申立人の主張>**

平成 19 年 8 月、学資保険から終身保険に転換する際、転換前契約と転換後契約の保障内容の相違について募集人が契約者（平成 23 年 7 月死亡）に説明をせず、また必要な書類を交付しなかったために、不本意な契約転換をさせられたので、転換契約を取消し、転換前契約に戻してほしい（主位的請求）。もしくは、転換後契約を、被保険者が満 18 歳に達した時に解約した場合の解約返戻金と、転換前契約であれば満期に支払われるはずだった保険金との差額の支払、並びに自動振替貸付の利息の免除を求める（予備的請求）。

### **<保険会社の主張>**

募集人は、転換時、契約者に対し、転換前契約と転換後契約の保障内容の相違について説明を行っており、契約者は十分に理解した上で手続を行ったものである。転換時に交付しなければならない関係書類についても、契約者に交付している。よって、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、申立人の主位的請求を、要素の錯誤（民法 95 条）による転換契約の無効を主張するものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した（予備的請求には法律的根拠を見出すことはできなかった）。

審理の結果、下記のとおり本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」34 条 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

(1) 下記の事実を総合斟酌すると、転換後契約が終身保険であることについて契約者が錯誤に陥っていたと認めることはできず、仮に、錯誤に陥っていたとしても、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったといわざるを得ないことから、申立人から無効を主張することはできない。

- ①募集人が転換契約の勧誘の際に使用したと推認される提案書には、その表紙に「終身保険」という文字が大きな活字で記載されている。
- ②転換契約に係る申込書の裏面には、「終身保険（主契約）」との文字が申込内容欄に記載され、表面には、契約者の署名・捺印が存在する。また、申込書の「『ご契約のしおり一定款・約款』『特に重要なお知らせ』受領印」欄には、「『特に重要なお知らせ』『契約概要』『注意喚起情報』を含む」の内容を確認・了解いただくとともに、『ご契約の

しおり一定款・約款』につきましても、必ず一読ください。」との文言が記載され、これを肯定する趣旨の、契約者の捺印が存在する。

- ③「ご契約のしおり一定款・約款」の表紙には、「終身保険」という文字が、4箇所に大きな活字で記載されている。
- ④契約者自身が、その生前に、募集人に対し、本件転換契約について、「それはもういいよ。」との発言をしている。

(2) しかしながら、関係証拠および事情聴取の結果によれば、次のような事実も認められる。

- ①募集人は、平成19年7月、契約者（運送業）の取引先集配所の一角にある事務所において、荷物の積載作業の空き時間に短時間（募集人の供述によっても30分程度）で転換契約の説明をしているが、これで転換内容について十分な理解を得られたかどうか疑問を払拭できない。
- ②契約者と募集人とは、甥とおばとの関係にあることから、他人に対して行なわれるような丁寧な説明が省略された可能性を否定できない。
- ③募集人が契約者に対する説明に使用した提案書は、全15頁中、2頁から5頁、11頁以降が抜かれているものと、全12頁中、2頁から4頁、8頁以降が抜かれているものがあり、そこにどのような内容が記載されていたにせよ、欠陥のある提案書といわざるを得ない。